



三浦市みどりの基本計画 【概要版】



令和 8 (2026) 年 3 月

序章 はじめに

三浦市みどりの基本計画の目的

三浦市みどりの基本計画は、三浦市のみどりを保全・創出するための目標像を定め、それを実現するための「みどりづくりの施策」を総合的に示すものです。

本計画は、「みどりを守り・育てる行動を市民みんなが進めていく」こと、また三浦市の青い海とみどりを「次世代へとつなげていくこと」を目的とします。

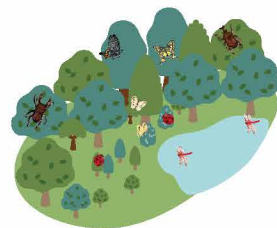
位置づけ

本計画は、都市緑地法第4条を根拠とする三浦市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。今後、各種みどり施策は本計画に基づいて実施します。

対象とする「みどり」

対象とするみどりは、三浦市みどりの条例に定める、「樹林地、草地、水辺地、岩石地及びこれらに類する土地が単独又は一体となって良好な自然的環境を形成しているもの」になります。

また、これらにより形成される自然環境やオープンスペース、緑化空間を含めます。



第1章 みどりの基本構想

みどりの基本理念

みどりと共生し、これを保全・育成しながら次世代に伝えていくことは、健康で快適な生活環境を確保していく上で非常に重要であり、私たちの責務でもあります。

私たちは、“海”と“大地”の自然と“街”が共生したみどり豊かな三浦市を市民みんなで創っていくこと、そして、未来へ引き継ぐことをみどりの基本理念とします。

— 未来へつなげよう —

海・大地・街・人・みどりの
共生都市「みうら」



計画の目標水準

	現在：令和7(2025)年	将来：令和27(2045)年
市民一人当たりの都市公園面積	9.9 m ² /人	22.7 m ² /人
都市計画区域面積に対する緑地の割合と面積	おおむね 61%	おおむね 62%
	約 1,926 ha	約 1,932ha

みどりの将来構造

みどりの将来構造は骨格となる重要な緑地や公園を「みどりの拠点」として、また、みどりの連続性を「みどりの軸」として示します。

◆街の緑化拠点

みどりの少ない市街地の緑化を推進する地区や、都市整備に合わせて重点的に緑化を推進すべきまちづくりの拠点に位置づけます。

◆大地の連携軸



多摩丘陵から続く三浦丘陵のみどりの広域的な連続性を確保します。また、台地上を中心としたダイコン畑等の農地によって形成される独特な農地景観の保全を図ります。

◆海の保全・活用軸

海辺とそこに形成される海浜植生、背後の良好な自然環境を連続的に保全し、生態的なつながりを確保します。また、海辺のレクリエーションの場として、活用を図ります。

◆街の緑化軸



街の緑化拠点を結ぶよう、市街地への緑化を重点的に進めます。

◆重点緑化道路



道路管理や交通安全の確保等を勧奨し、可能な範囲で沿道のみどりの保全や緑化を図るとともに、周辺と統一感のある沿道景観の形成、また、花とみどりモデル事業による緑化推進を図ります。



◆みどりの交流拠点

全市的な利用を図っていく拠点的な公園施設や交流の場として位置づけます。

◆みどりの保全拠点

良好な自然環境がみられる地区のうち特に重要な地区については、地域制緑地の指定や公有地化等、みどりの保全を重点的に進める地区に位置づけます。

第2章 みどりづくりの施策

みどりの基本理念を踏まえてみどりづくりの施策を示します。
三浦すみどりの基本計画の施策の柱として、

- 「1. 海と大地のみどりを守る」
- 「2. まちのみどりを創る・活かす」
- 「3. みんなで取り組む」を掲げています。



施策の柱	施策の方向	施策方針
1. 海と大地の みどりを守る	(1) 海の保全・活用軸における保全	海沿いのみどりを守る
	(2) 大地の連携軸における保全	谷戸と里山林を守る
		農地を守る
	(3) 街の緑化軸における保全	市街地のみどりを守る
みどりを復元する		
(4) 生物種の保全	生息情報を充実する	
	動植物を守る	

施策紹介

施策方針：海沿いのみどりを守る

個別施策：海浜動植物の保全対策の推進

- ・砂浜や岩礁地帯にみられる多様な海浜動植物については、市民団体等との情報共有や関係機関との連携を図りながら保全を図ります。



ハマヒルガオ

施策方針：海沿いのみどりを守る

個別施策：海岸美化の推進

- ・海岸利用によって発生するごみの散乱を防止するため、持ち帰りの推進等マナー向上の周知と、市民や事業者、海岸利用者等の取り組む清掃活動に対する支援を図ります。

施策方針：海沿いのみどりを守る

個別施策：海辺の活用と利用調整

- ・市民団体の行う自然観察会等を支援し、自然学習の場として海辺の活用を図ります。

施策方針：谷戸と里山林を守る

個別施策：小網代の森の保全・活用

- ・三浦市民交流センターに設置した小網代の森インフォメーションスペースについては、自然観察や環境学習など自然との関わりを学べる場として活用を推進します。



小網代の森

施策の柱

施策の方向

施策方針

2. まちの
みどりを
創る・活かす

- (1) 公園を創る・活かす
- (2) まちのみどりを創る・活かす
- (3) 民有地のみどりを創る・活かす

- 公園を整備・維持管理する
- 公園を活かす
- フラワーロードづくりを進める
- みどりのまちづくりを進める
- みどりの地域づくりを進める
- 多様な緑化を推進する

施策紹介

施策方針：フラワーロードづくりを進める

個別施策：フラワーロードの推進

- ・緑化の推進を図るため、三浦市花とみどりモデル事業を通して、市内の緑化推進を行う同好会等への支援を行います。
- ・幹線道路沿道での取組を継続し、フラワーロードの全市的なネットワーク化を図ります。



花とみどりモデル事業

施策方針：公園を活かす

個別施策：ユニバーサルデザインの公園づくり

- ・公園の新設やリニューアルに際しては、高齢者から子どもや障がい者を含め誰もが気軽に利用できる公園施設づくりをめざし、ユニバーサルデザインを考慮した公園づくりを推進します。

施策方針：多様な緑化を推進する

個別施策：三浦市に適している樹木の推奨

- ・緑化の推進にあたっては、「三浦市に適している樹木」について普及を図り、郷土に適したみどりが形成されるよう市民に対して周知を図ります。

施策の柱

施策の方向

施策方針

3. みんなで
取り組む

- (1) 連携を強化する
- (2) 普及・啓発を進める
- (3) 制度を充実する

- 市民と行政の連携を強化する
- 関係機関との連携を強化する
- みどりの魅力をPRする
- みどりに親しむ活動を進める
- 支援制度の充実を図る
- 基金を活用する
- 条例の充実を図る

施策紹介

施策方針：みどりの魅力をPRする

個別施策：エコツーリズムの推進

- ・緑地や干潟、その他自然環境が良好な場所においては、自然観察会を開催するなど、その魅力を発信します。また、小網代の森については、神奈川県、公益財団法人かながわトラストみどり財団、NPO 法人小網代野外活動調整会議と連携し活用を図ります。



小網代の森での環境学習

施策方針：みどりに親しむ活動を進める

個別施策：子どもたちとの活動の推進

- ・県や NPO など関係機関と協力しながら、小網代の森をはじめとする自然環境が良好な場所での観察会などの取組を継続し、三浦の豊かな自然やみどりへの理解や愛着を深める機会の創出に努めます。

施策方針：みどりに親しむ活動を進める

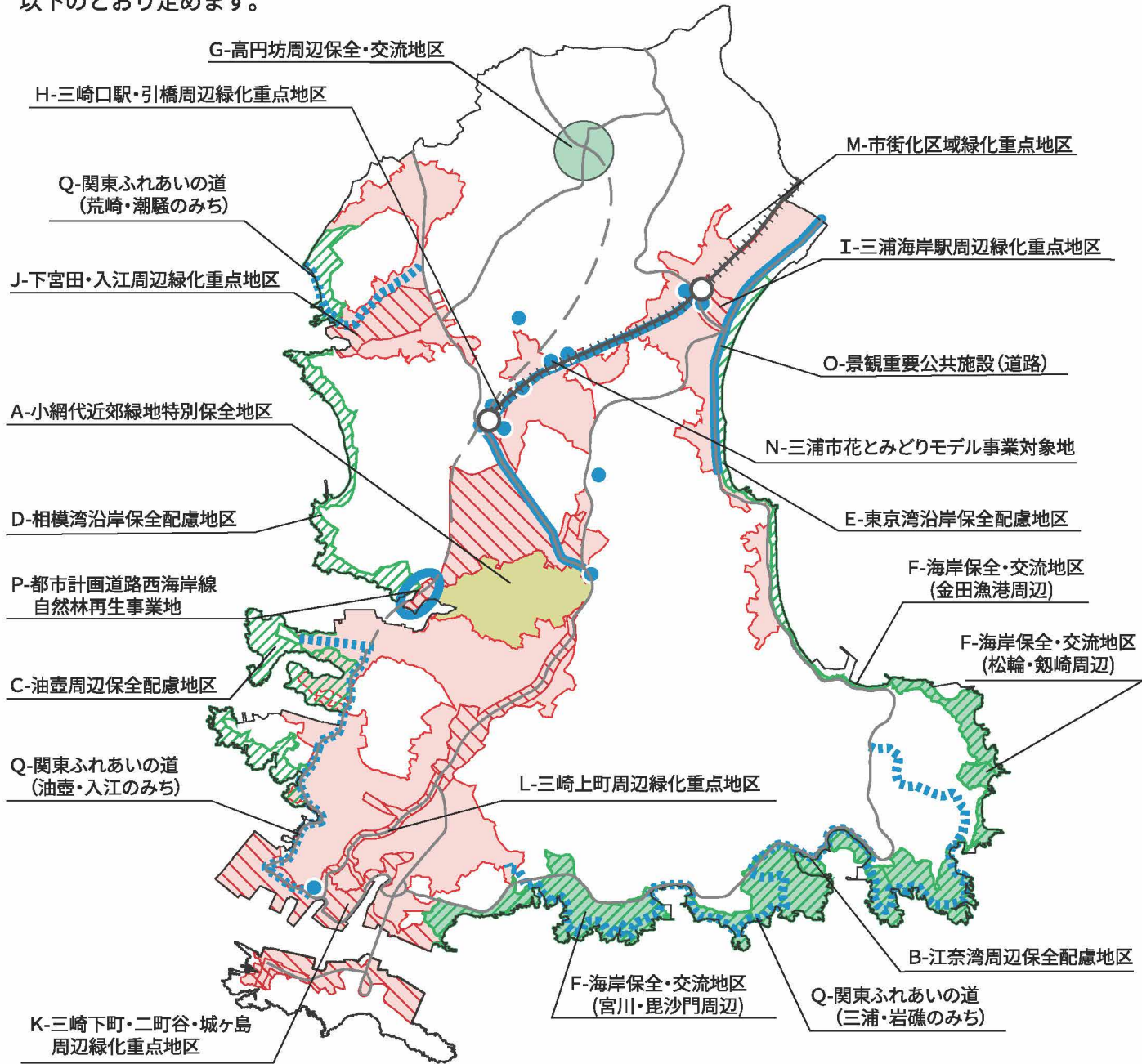
個別施策：緑化教育の推進

- ・市民を対象とした、自然観察会や寄せ植え教室などにより、自然やみどりに触れる機会を提供し、緑化教育の推進に努めます。

第3章

みどりづくりを重点的に進める地区の方針

三浦市のみどりづくり施策を展開するため、重点的に緑地の保全や緑化の推進を図る重点地区を以下のとおり定めます。



		重点地区区分		重点地区	
重点的に みどりの保全に 取り組む地区	近郊緑地特別保全地区		首都圏保全法に基づいて建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区	A	
	保全配慮地区		都市緑地法に基づいて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区	B,C,D,E	
	保全・交流地区		三浦市都市計画マスタープランに合わせて本計画で独自に定めるみどりの保全を基本としつつ、人々の交流を図る地区	F,G	
重点的に 緑化推進に 取り組む地区	緑化重点地区	市街化区域		都市緑地法に基づいて本計画に定める重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区	H,I,J, K,L,M
		特に重要な地区			
重点的に 緑化に 取り組む道路	重点緑化道路	景観重要公共施設(道路)		本計画で独自に定める重点的に緑化を図る道路	N,O,P,Q
		関東ふれあいの道			
		都市計画道路西海岸線 自然林再生事業地			
		三浦市花とみどりモデル 事業対象地			

第4章 具体化への取組

三浦市みどりの基本計画を具体的に進めるため、市民・来訪者、みどりの活動団体・NPO、事業者、行政等が、それぞれの役割を踏まえて、相互に連携、協力し、取組を進めます。



市民・来訪者の役割

- ・身近なみどりの維持管理や緑化を進めます。
- ・海やみどりの大切さを理解し、一人ひとりが守り、活かし、つくる活動を広げていきます。

みどりの活動団体・NPOの役割

- ・行政とともに、市民や民間事業者のみどりや自然環境の保全活動、緑化活動を支援するなど、みどりの活動をけん引します。
- ・専門知識を活かしたみどりの情報発信や普及啓発、教育活動等に行政と協力しながら取り組みます。

事業者の役割

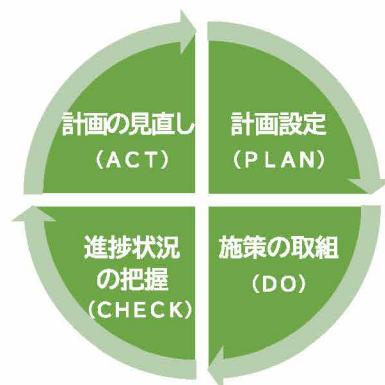
- ・三浦市まちづくり条例の遵守など、地域社会の一員として責任ある行動に努めます。
- ・三浦市の自然に配慮し、事業地のみどりの保全や緑化活動に取り組みます。

行政の役割

- ・関係主体と協力しながら、本計画の推進を通じて、三浦市のみどりの保全、緑化を総合的に進めます。
- ・国や県、関係機関との調整を行います。
- ・緑の市民会議等を通じて、みどりのための連携・協力体制をつくります。

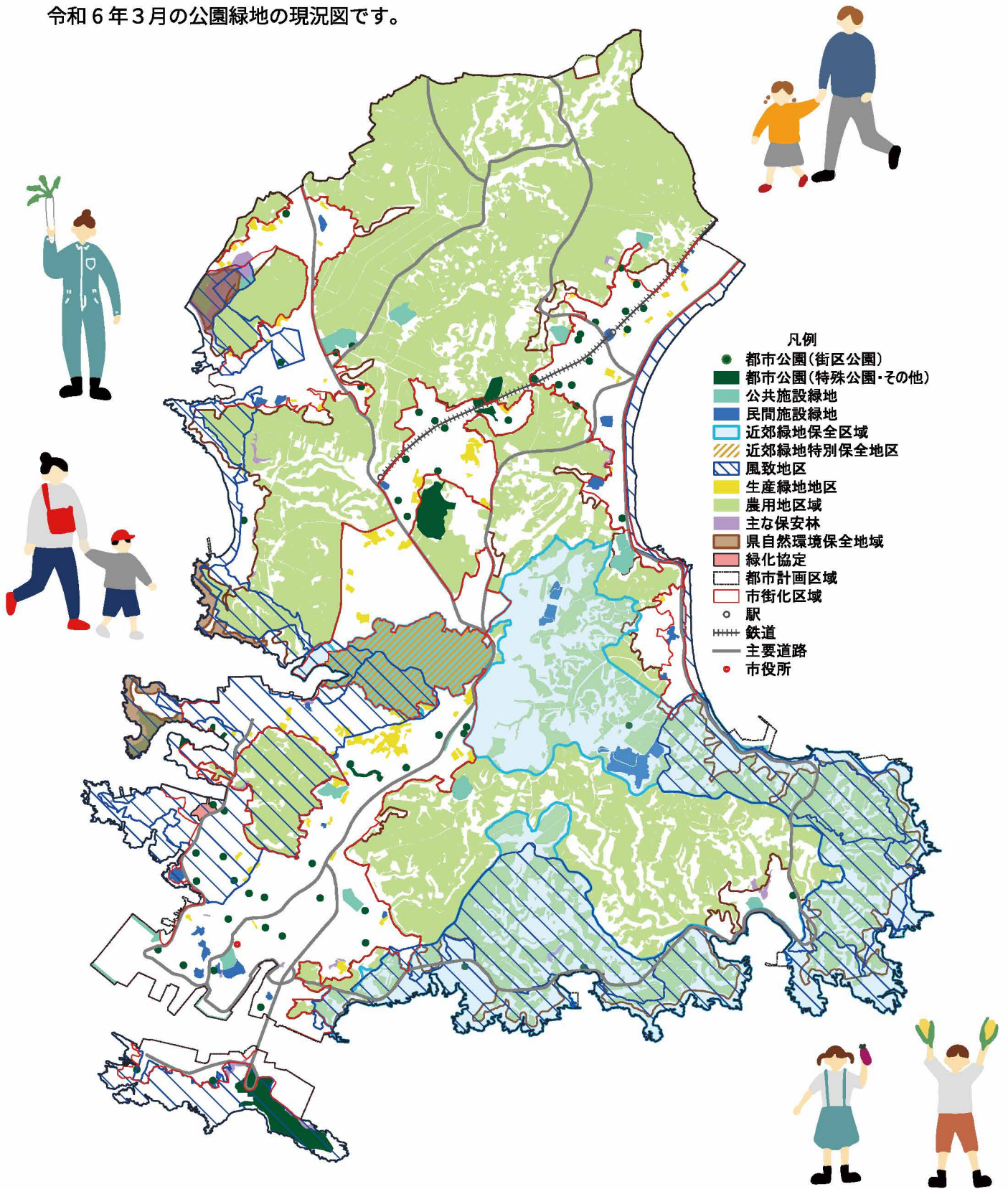
計画の評価と見直し

計画を実現するため、計画設定 (PLAN)、施策の取組 (DO)、進捗状況の把握 (CHECK)、計画の見直し (ACT) からなる「PDCA サイクル」に基づき、施策の進捗管理を実施していきます。



資料編 緑地現況図

令和6年3月の公園緑地の現況図です。



三浦市 都市環境部 環境課

〒238-0298 神奈川県三浦市城山町 1-1

電話番号：046-882-1111 (代表)

※計画書の本編をご覧になりたい方は、上記へご連絡ください。

三浦市
Miura City



計画書の本編は、
こちらのQRコード
からご覧ください。